

## 不用品を買い取りに来た業者との契約は慎重に!

「不用品があれば買い取る」と言われ、家に突然訪問して来た業者を家に入れてしまうと、強引に貴金属を買い取られるというトラブルに巻き込まれる可能性があります。

### 相談事例

●電話で「不用品な衣服や靴を買い取る」というので家に来てもらったが、強引に形見の指輪を安く買い取られてしまった。大切なものなので返してほしい。

### アドバイス

- 突然訪問してきた業者は家に入れないようにしましょう。
- 買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られた場合には、きっぱりと断りましょう。
- むやみに貴金属を見せたり、触らせたりしないようにしましょう。

### POINT

訪問購入はクーリング・オフが適用され、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる場合がありますので、困ったとき、悩んだときはすぐに消費生活センターにご相談ください。

### 問合せ先

射水市消費生活センター(生活安全課内)  
月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時  
☎52-7974

富山県消費生活センター高岡支所(高岡市御旅屋町101番地)  
月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時  
☎25-12777

消費者ホットライン ☎1-800-



## 国民年金保険料の納付に お困りの方へ

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の全額または一部が免除となる「免除制度」や、50歳未満の方を対象とした「納付猶予制度」を申請することができます(学生の方は除く)。

「免除制度」は、本人とその配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認されます。また、「納付猶予制度」は50歳未満の本人および配偶者のみの所得で審査されます。市役所窓口または年金事務所まで申請してください。

なお、令和5年度の受付が7月1日から始まりました。免除の対象となるのは、令和5年7月分から令和6年6月分までの保険料です。

過去の保険料は、申請月の2年1か月前の分まで、随時受け付けています。対象期間中に未納がある方は、お早めにご手続きをお願いします。

### 問合せ先

高岡年金事務所 ☎21-4180  
保険年金課 (音声案内②番→②番) ☎51-6628

### 免除の対象となる所得のめやす

世帯構成	納付猶予	全額免除	一部納付		
			1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	172万円	172万円	202万円	242万円	282万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	102万円	102万円	126万円	166万円	206万円
単身世帯	67万円	67万円	88万円	128万円	168万円

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますので、ご注意ください。



### 出張年金相談

事前に予約をお願いします。

■場所: 射水市本庁舎 104相談室  
■日時: 7月18日(火)  
午前10時～午後3時

■予約: 高岡年金事務所

☎21-4180

(音声案内①番→②番)

※基礎年金番号の分かるものや身分証をご持参ください。